

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年8月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第25号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(17) 本市が発行する図書の販売代金を領収する場合

第43条の2第4項ただし書中「手数料」の右に「又は同項第17号の販売代金」を加える。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(会計室)